

令和3年第2回臨時会会議録

令和3年第2回菊池市議会臨時会 会期日程表（会期1日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
11月12日	金	本 会 議	開会宣告、開議 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 質疑・討論・採決 閉会宣告

令和3年 第2回菊池市議会臨時会会議録（目次）

11月12日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	7
2. 本日の会議に付した事件	7
3. 出席議員氏名	8
4. 欠席議員氏名	9
5. 説明のため出席した者の職氏名	9
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	9
7. 事務局職員出席者	9
8. 開 会	10
9. 開 議	10
10. 日程第1 会議録署名議員の指名	10
11. 日程第2 会期の決定	10
12. 日程第3 議案第90号 上程・説明・質疑・討論・採決	10
13. 日程第4 議案第91号から議案第96号まで一括上程・説明・質疑 ・討論・採決	12
14. 日程第5 報告第28号から報告第30号まで一括上程・報告・質疑	20
15. 閉 会	22

第 1 号

1 1 月 1 2 日

令和3年第2回菊池市議会臨時会

議事日程 第1号

令和3年11月12日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第90号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（令和3年度菊池市一般会計補正予算 第9号）

上程・説明・質疑・討論・採決

第4 議案第91号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例及び菊池市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第92号 菊池市長等の給与及び旅費に関する条例並びに菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第93号 令和3年度菊池市一般会計補正予算（第10号）

議案第94号 令和3年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第95号 令和3年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第96号 令和3年度菊池市下水道事業会計補正予算（第2号）

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

第5 報告第28号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

報告第29号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

報告第30号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

まで一括上程・報告・質疑



本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第90号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（令和3年度菊池市一般会計補正予算 第9号）

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 議案第91号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例及び菊池市一般職の

任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第92号 菊池市長等の給与及び旅費に関する条例並びに菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第93号 令和3年度菊池市一般会計補正予算（第10号）

議案第94号 令和3年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第95号 令和3年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第96号 令和3年度菊池市下水道事業会計補正予算（第2号）

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第5 報告第28号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

報告第29号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

報告第30号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

まで一括上程・報告・質疑



出席議員（20名）

1番	田中教之
2番	福島英徳
3番	緒方哲郎
4番	後藤英夫
5番	平直樹
6番	東奈津子
7番	坂本道博
8番	水上隆光
9番	猿渡美智子
10番	松岡讓
11番	荒木崇之
12番	柁原賢一
13番	工藤圭一郎
14番	城典臣
15番	大賀慶一
16番	水上彰澄
17番	二ノ文伸元
18番	泉田栄一朗

19番 木下雄二

20番 山瀬義也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭 実
副市長	芳野 勇一郎
政策企画部長	後藤 啓太郎
総務部長	上田 敏雄
市民環境部長	笹本 義臣
健康福祉部長	渡邊 弘子
経済部長	清水 登
建設部長	山田 哲二
経済部次長	本田 憲仁
教育長	音光寺 以章
教育部長	木下 徳幸

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七城支所長	久川 知己
旭志支所長	竹村 秀一
泗水支所長	水上 孝道
財政課長	稲葉 一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田 智浩
市長公室長	松永 哲也
水道局長	安武 邦男
監査委員事務局長	宇野木 洋一

事務局職員出席者

事務局長	前川 幸輝
事務局課長	松原 憲一
議会係長	笹本 聖一
議会係	西山 美紀
議会係	吉岡 結加里

○大賀慶一 議長 全員、ご起立をお願いします。
(全員起立)

おはようございます。
着席をお願いします。

○
午前10時00分 開会

○大賀慶一 議長 ただいまの出席議員は20名です。定足数に達していますので、
ただいまから令和3年第2回菊池市議会臨時会を開会します。

○
午前10時00分 開議

○大賀慶一 議長 これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○大賀慶一 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、平直樹議員及び東奈津子議員を指名します。

○
日程第2 会期の決定

○大賀慶一 議長 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日の1日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定しました。

○
日程第3 議案第90号 上程・説明・質疑・討論・採決

○大賀慶一 議長 次に、日程第3、議案第90号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、令和3年第2回菊池市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、上程されました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第90号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、令和3年度一般会計補正予算（第9号）を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案いたします議案第90号につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第90号は、令和3年度一般会計補正予算（第9号）を専決処分したものでございまして、2ページが、専決第19号専決処分書で、専決日は、令和3年9月27日でございます。

4ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に2,982万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ298億2,678万9,000円とするものでございます。

まず、歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

1 枠目の目1 財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整でございます。

2 枠目の款22 市債2,890万円の増額は、被災した市道、農道、林道等の復旧事業の財源とする災害復旧事業債の増額でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

3 枠目の目3 単独災害復旧費2,194万円の増額は、市道等の被災箇所を早急に復旧するための建設機械賃借料及び原材料費の増額でございます。

同じく最下段の目1 農林水産災害復旧費788万7,000円の増額は、農道、林道等の被災箇所を補助申請するための測量設計等委託料の増額でございます。

それでは、6ページに戻っていただきまして、第2表、地方債補正でございます。

内容としましては、歳入でご説明しましたとおり、被災した施設の復旧事業の財源とする災害復旧事業債の増額でございます。

以上、議案第90号の説明とさせていただきます。

○大賀慶一 議長 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第90号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。議案第90号について、討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第90号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、議案第90号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○

日程第4 議案第91号から議案第96号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○大賀慶一 議長 次に、日程第4、議案第91号から議案第96号までの6案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の11ページをお願いいたします。

議案第91号は、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に基づく公務員の給与改定に準じて、本市一般職の職員の給与を改定するための菊池市一般職の職員の給与に関する条例及び菊池市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正、議案第92号は、本市一般職の職員の給与改定に伴い、本市特別職の職員の給与を改

定するための菊池市長等の給与及び旅費に関する条例並びに菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

次に、議案第93号、令和3年度一般会計補正予算（第10号）につきましては、予算の総額に、1億1,594万2,000円を追加するものでございまして、補正の主なものとしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊した飲食店を応援するためのプレミアム付き飲食応援チケットを販売する、飲食店支援事業の増額、及び、人事院勧告等を受けての期末手当の減額でございます。

議案第94号から議案第96号までの3議案につきましては、令和3年度の介護保険特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の、同じく期末・勤勉手当の減額に伴う補正予算でございます。

今回の臨時会につきましては、長引くコロナ禍の影響により、疲弊した飲食店を応援するために、早急にプレミアム付き飲食応援チケットによる消費の喚起、及び、地域経済の活性化を図る必要があると判断しましたために、臨時会を招集させていただいたものでございます。

また、人事院勧告等を受けまして、本市職員の給与改定を行うに当たっては、期末・勤勉手当の基準日であります12月1日までに条例改正が必要であることから、併せて補正予算を含めたご審議をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、提案いたします議案第91号から議案第96号までにつきまして、一括して説明いたします。

議案書の11ページをお願いいたします。

議案第91号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例及び菊池市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に基づく公務員の給与改定に準じて、本市一般職の職員の給与を改定するものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

議案第92号、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例並びに菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、本市一般職の職員の給与改定に伴い、本市特別職の職員の給与を改定するものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

議案第93号、令和3年度一般会計補正予算（第10号）でございます。

開けて、19ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に1億1,594万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ299億4,273万1,000円とするものでございます。

まず、歳入につきまして、事項別明細によりご説明いたします。

25ページをお願いいたします。

1 枠目の目2 総務費県補助金3,874万6,000円の増額は、今回実施いたします飲食店支援事業等に係る県の総合交付金の増額でございます。

2 枠目の目1 財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整でございます。

3 枠目の目3 雑入9,000万円の増額は、飲食店支援事業に係るチケット販売収入でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

26ページをお願いいたします。

人事院勧告等に基づく期末手当の減額につきましては、費目ごとに特別会計及び企業会計への繰出金も含めて計上しておりますが、合計で1,280万4,000円の減額となっております。

また、今回、新型コロナウイルス感染症対策事業の実績見込みにより、事業費の減額を行い、この後説明いたします、飲食店支援事業の財源として充当を行うところでございます。

それでは、28ページをお願いいたします。

最下段の目2 予防費新型コロナウイルス感染症対策事業1,000万円の減額は、ワクチン接種者移動支援のタクシー使用料の実績見込みによる減額でございます。

30ページをお願いいたします。

1 枠目の目2 商工業振興費1,000万円の減額は、小規模事業者持続化補助金及び飲食店取引事業者等支援金の実績見込みによる減額でございます。

同じく、目4 観光費1億5,978万円の増額は、飲食店支援事業における印刷製本費及び委託料でございます。

31ページをお願いいたします。

最下段の枠の目2 事務局費のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業803万4,000円の減額は、小中学校世帯インターネット接続環境整備費補助金の実績見込みによる減額でございます。

32ページをお願いいたします。

1 枠目の目1 学校管理費1 9 5 万4, 0 0 0 円の減額は、小学校のサーモカメラ購入費の実績による減額でございます。

同じく、2 枠目の目1 学校管理費1 0 4 万6, 0 0 0 円の減額も、中学校のサーモカメラ購入費の実績による減額でございます。

次に、3 7 ページをお願いいたします。

議案第9 4 号、令和3 年度介護保険事業特別会計補正予算（第2 号）でございます。

開けて、3 8 ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から2 4 万2, 0 0 0 円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ5 9 億6, 9 2 8 万4, 0 0 0 円とするものでございます。

補正の内容につきましては、一般会計と同様に、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に基づく期末手当の減額となっております。

次に、4 3 ページをお願いいたします。

議案第9 5 号、令和3 年度水道事業会計補正予算（第2 号）でございます。

開けて、4 4 ページをお願いいたします。

今回の補正は、第2 条におきまして、水道事業費用を2 2 万3, 0 0 0 円減額し、総額を6 億2, 0 9 9 万1, 0 0 0 円に、第3 条におきまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を2 2 万3, 0 0 0 円減額し、総額を7, 2 5 2 万7, 0 0 0 円とするものでございまして、補正の内容は、同じく人事院勧告等に基づく期末手当の減額でございます。

次に、5 1 ページをお願いいたします。

議案第9 6 号、令和3 年度下水道事業会計補正予算（第2 号）でございます。

開けて、5 2 ページをお願いいたします。

今回の補正は、第2 条におきまして、下水道事業収益及び下水道事業費用をそれぞれ1 6 万4, 0 0 0 円減額し、それぞれ総額を1 8 億4, 1 8 2 万6, 0 0 0 円、1 8 億2, 9 6 9 万6, 0 0 0 円とするものでございます。

また、第3 条におきまして、資本的収入及び資本的支出をそれぞれ1 3 万5, 0 0 0 円減額し、それぞれ総額を7 億4 5 2 万1, 0 0 0 円、1 2 億3, 2 8 0 万1, 0 0 0 円とするものでございます。

また、第4 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費を2 9 万9, 0 0 0 円減額し、総額を9, 7 1 9 万2, 0 0 0 円に、第5 条の他会計からの補助金を1 6 万4, 0 0 0 円減額し、総額を5 億5, 7 3 6 万2, 0 0 0 円とするものでございまして、こちらも同じく人事院勧告等に基づく期末手当の減額でございます。

以上、議案第91号から議案第96号までの説明とさせていただきます。

○大賀慶一 議長 以上で、議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時19分

開議 午前11時19分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

荒木議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 議案第93号、菊池市一般会計補正予算について質疑をいたします。

今回の補正は、菊池市職員、市長、議員もそうですが、期末手当を人事院勧告に従い減額するものですが、歳入で財政調整基金からの繰入金で1,280万4,000円減額となっています。これは25ページです。

お尋ねしますが、人件費は交付税の対象であるのかというのが1点目です。

併せて、令和3年度当初予算において、人件費に対して基金を充当していたのか。していれば、その額をお示してください。

次に、同じく補正予算の中で、31ページから32ページ、款9教育費において、インターネット接続環境補助金の減額と備品購入費の減額が3件で、合計1,100万円が計上されていますが、あと2週間で12月議会定例会があります。通常、臨時議会にかかる議案は急を要するということが書いてあります。やんごとなき理由がある場合と考えますが、実際、この地方議会運営事典においても、「急施を要する場合であるかどうかは長が認定するが、客観的に急施を要するものでなければならぬ」とあります。なぜ減額予算の計上を急ぐのか、その緊急性を教育長にお尋ねします。長が判断するとなっていますので、教育長にお尋ねします。

以上です。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 荒木議員のご質疑にお答えいたします。

まず、職員人件費は、交付税の対象となるのかということで、普通交付税の対象となります。

また、2点目の財政調整基金を当初予算において、どれだけ人件費に充当していたかということのご質疑に関しましては、当初予算において、人件費の充当は行っておりません。

また、3点目の案件ですけれども、私のほうの提案理由のほうの中でも言いましたように、今回、飲食店支援事業の財源を確保する面から、実績見込みにより事業費の減額ができるものは減額したというところがございますので、学校関係の経費におきましても、その中で減額できると判断されて、今回の予算に計上しているところがございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 荒木議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 教育委員会のほうの予算から言いますと、要は、商工観光の事業のために教育費を削って、そっちに充ててあげたということなんですけど、これこそ財調じゃないんですか。これこそ財政調整基金を入れると。

やっぱりなぜ臨時議会にこれを私がかけてほしくないかという、やっぱりこれはちゃんと委員会を経て、何でどういう理由で減額したか、どういう理由で入札残が起きたのか、それを委員会でやっぱり審議を経ないと、1,100万円残っているわけですから、そこを何か虚をついたというか、その隙について何でもかんでも上げてきたようにやっぱり思えるわけです。この提案というのは、やっぱりそこは考えていただきたいなと思います。

先ほどありましたように、人件費にそもそも基金を充てていないと。財政調整基金を充てていないということですが、充てていないものから減額ができるのかというふうな疑問が残るわけです。ゼロをプラスにする、増額予算にするのはできる。でも、ゼロからマイナスというのが、果たして理屈的にどうなのかということですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 再質疑のほうにお答えいたします。

補正予算のやり方の中で、いろいろな考え方、やり方があるかと思いますが、確かにおっしゃるように、減額予算を今回、事業確保のために併せてというところは、今後、ちょっと執行部としましても考えていきたいと思っています。

また、充ててない予算を減額できるのかということでありましたけれども、こちらのほうもいろいろな考え方、やり方があるかと思いますが、年度途中の補正予算において歳出予算を計上する中で、当然その予算に充てる歳入も計上しますけれども、

例えばそれから交付税での減額、また、市税等の減額等も考えておりましたけども、交付税につきましては、歳出の実績で交付されるわけではございませんので、交付税での調整は、現在のところ、行ってないというところと、市税等の一般財源のところも、見込みが確定しない場合には、財政調整基金により財源の調整を行っているというところの現状がございますので、何とぞご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第91号から議案第96号までは、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 議案第91号、議案第93号から96号について、反対の立場から討論を行います。

議案第91号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例及び菊池市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本議案では、人事院の勧告により、職員、再任用職員、任期付職員の期末手当の減額となっています。引下げの背景には、新型コロナ感染拡大に伴う景気後退などが挙げられていますが、このような改正は、コロナ禍で奮闘する公務労働者の労苦に応えず、コロナを経て求められる内需主導型への経済転換にも背を向けるものがあります。

以上の理由から、本議案には反対であります。

次に、議案第93号、令和3年度菊池市一般会計補正予算についてです。

本議案には、コロナ対策事業として、プレミアム付き飲食応援チケットの予算も含まれており、この事業に対しては、コロナ対策として必要な予算であると認識していますが、先ほど議案第91号の反対討論でも述べましたが、市職員の期末手当

の減額予算も含まれていますので、本補正予算には賛成できません。

以上の理由から、議案第93号には反対であります。

次に、議案第94号については、議案第93号同様、人事院勧告に伴う職員の期末手当の減額措置が取られているので、反対であります。

次に、議案第95号についてです。

理由は、議案第94号と同じであります。

次に、議案第96号についてです。

これも理由は、議案第94号と同じであります。

以上で、議案第91号、議案第93号から96号についての反対討論を終わります。

○大賀慶一 議長 ほかに討論はありませんか。

荒木議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 それでは、議案第91号から96号まで、賛成討論を行います。

今回、コロナ禍において、大変厳しい民間の方がなっておるということで、職員及び市長、議員の期末手当を引き下げるといふ議案であります。私たちが4人は、議員報酬を3割削減する提案もしております。過去に、そういったことを考えて、出す手順については大変疑義があります。しかしながら、大局的に物を考え、やっぱり市民、国民がきつか目に遭うるときには、やっぱり私たちがきつか目に遭って、一緒にこの難局を乗り越えたいという考えから、議案第91号から96号まで、賛成討論といたします。

○大賀慶一 議長 ほかに討論はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 これで討論なしと認めます。

これより、議案第91号から議案第96号について採決します。

ただいま討論がありました、議案第91号、議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号を除き、採決します。

お諮りします。

議案第92号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、議案第92号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第91号、議案第93号、議案第94号、議案第9

5号、議案第96号は、起立により採決します。

最初に、お諮りします。

議案第91号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○大賀慶一 議長 起立多数です。よって、議案第91号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第93号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○大賀慶一 議長 起立多数です。よって、議案第93号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第94号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○大賀慶一 議長 起立多数です。よって、議案第94号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第95号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○大賀慶一 議長 起立多数です。よって、議案第95号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第96号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○大賀慶一 議長 起立多数です。よって、議案第96号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第5 報告第28号から報告第30号まで一括上程・報告・質疑

○大賀慶一 議長 次に、日程第5、報告第28号から報告第30号までの3案件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、議案書の61ページをお願いいたします。

報告第28号から報告第30号までの専決処分の報告については、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

開けて62ページが、専決第20号専決処分書で、道路管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について、令和3年10月1日に専決処分したものでございます。

事故発生日は、令和3年8月8日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道上ノ原小川線において、民地からの倒木があり、夜間であることから発見が遅れたため、相手方車両が倒木に接触し、フロントガラス、屋根部分及びドアミラーを損傷させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、6万3,972円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

63ページをお願いいたします。

報告第29号につきまして、開けて64ページが、専決第21号専決処分書で、道路管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について、令和3年10月1日に専決処分したものでございます。

事故発生日は、令和3年8月11日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道永富の原線において、相手方の原動機付自転車が道路陥没箇所へ落下し、転倒した際に、後輪のホイール及びヘルメットを損傷させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、4万9,159円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

65ページをお願いいたします。

報告第30号につきましては、開けて66ページが、専決第22号専決処分書で、同じく、道路管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について、令和3年10月6日に専決処分したものでございます。

事故発生日は、令和3年7月12日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道伊萩新明線において、相手方車両が走行中、民地から垂れ下がった枯れ枝を避ける際、対向車があったため、避け切れず、相手方車両のフロントガラス及び屋根部分を損傷させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、4万5,203円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

ます。

以上、報告第28号から報告第30号までにつきまして、報告させていただきます。

○大賀慶一 議長 以上で、報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了し、今臨時会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和3年第2回菊池市議会臨時会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



閉会 午前11時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 大 賀 慶 一

菊池市議会議員 平 直 樹

菊池市議会議員 東 奈津子

付 録

令和3年第2回臨時会付議事件一覧及び審議結果表

(11月12日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第90号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和3年度菊池市一般会計補正予算 第9号)	原案承認
議案第91号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例及び菊池市一般職 の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	原案可決
議案第92号	菊池市長等の給与及び旅費に関する条例並びに菊池市議会 議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	原案可決
議案第93号	令和3年度菊池市一般会計補正予算 (第10号)	原案可決
議案第94号	令和3年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算 (第2 号)	原案可決
議案第95号	令和3年度菊池市水道事業会計補正予算 (第2号)	原案可決
議案第96号	令和3年度菊池市下水道事業会計補正予算 (第2号)	原案可決
報 告		
報告第28号	専決処分の報告について (道路管理瑕疵)	原案報告
報告第29号	専決処分の報告について (道路管理瑕疵)	原案報告
報告第30号	専決処分の報告について (道路管理瑕疵)	原案報告